

茨城県立勝田工業高等学校 部活動運営方針

令和6年4月1日

1 適切な運営のための体制整備

(1) 望ましい運営体制の構築

- ・全職員の共通理解の下、部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。

(2) 合理的でかつ効果的な活動の推進のための取組

- ・部活動における、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。

(3) 方針・計画・実績の公表と検証

- ・学校方針・年間活動計画・活動実績の作成・公表をし、適切な運用を徹底する。

2 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

(1) 適切な休養日等の設定

- ・学期中は週当たり原則、平日・休日（土日）各1日以上を休養日とする。また、週末に大会参加等で活動した場合は、他の休日に休養日を振り替える。
- ・定期考査前や長期休業中などに、連続した休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ・一日の活動時間は、平日は2時間、休日（土日）は4時間とする。但し、準備や片付け、移動の時間は除く。

(2) 学校単位で参加する大会等の見直し

- ・学校長は、茨城県高等学校体育連盟、茨城県高等学校野球連盟、茨城県高等学校文化連盟、市町村教育委員会が定める参加する大会数の上限の目安を踏まえ、参加する大会等を精査する。

3 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- ・部活動の企画・運営が、生徒による主体的なものになるように、可能な限り、生徒が自ら活動計画等を立案し、運営・検証し、その過程で必要に応じて部顧問に技術指導を求めるなどの運営体制を構築する。

(2) 地域移行の推進

- ・活動日を減らし、生徒が地域のスポーツ・文化芸術活動に参加できるようにする。

4 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

- (1) 複数顧問制の推進・部活動指導員の活用・生徒の安全確保、指導内容の充実と、部活動指導業務の適正化を図るため、複数顧問制にし、部活動指導員の活用に努める。